

## 第1章 感染症の予防に関する基本的な方向

### 【基本的方向】

#### 1. 基本的事項

##### [①現状及び課題]

- 近年の国際交流や地球温暖化の進行等で、新型コロナに加え、動物由来等、様々な新興・再興感染症が国内外の脅威となっています。
- 抗菌薬の不適切な使用を背景として、薬剤耐性（AMR）を持つ微生物が世界的に増加する一方、新たな抗菌薬の開発は減少傾向にあるため、国際社会でも大きな課題となっており、県内においても薬剤耐性微生物による感染症の発生が脅威となっています。
- 今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となっており、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析、その分析の結果を積極的に公表し、市民による感染症の予防及び治療に繋げることが必要です。
- 市民一人ひとりにおける予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進していくことが重要です。

##### [②基本的な考え方]

- 本市は、国の感染症基本指針、県及び市予防計画等に基づく取組を通じ、平時から感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた事前対応型の行政に取り組みます。
- 県が、県内外における感染症に関する情報等を収集及び分析した結果を、保健所設置市である本市は、感染症発生動向調査等を通じて、市民及び医療関係者へ適切に公表できる体制を整備します。

#### 2. 今後の施策

##### (1) 県の果たすべき役割

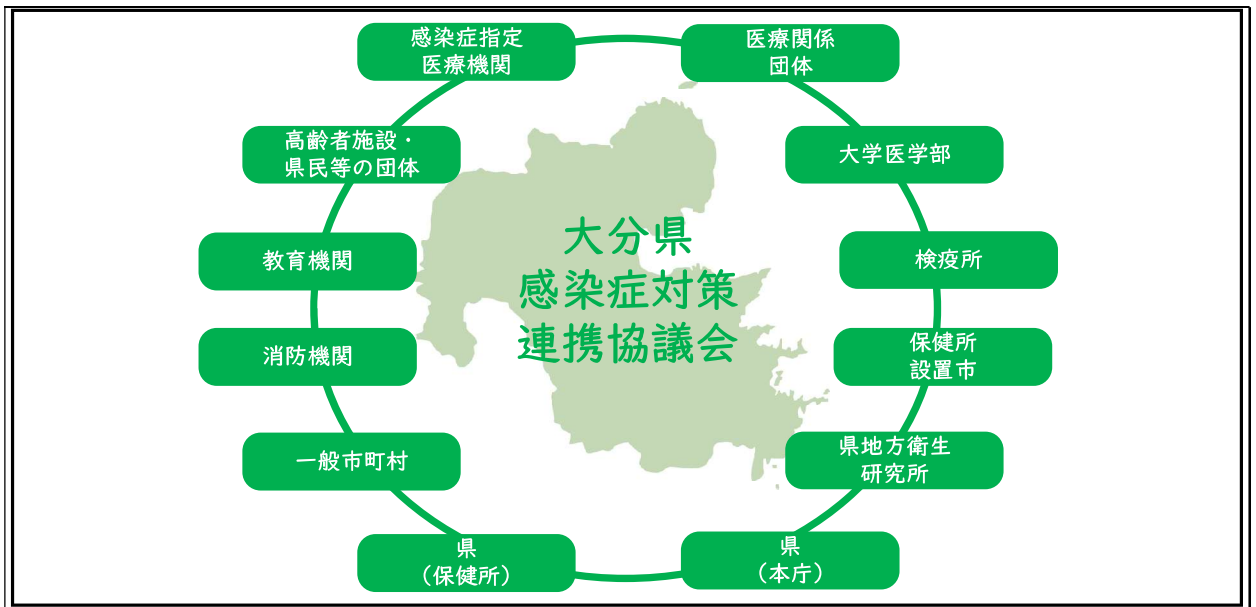
- 県は、国と連携して感染症の発生の予防及びまん延の防止に係る施策を講じるため、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、人材育成、検査体制、医療提供体制、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を活用した効果的な連携促進等に資する基盤等を整備する役割を担います。
- 県は、保健所を「地域における感染症対策の中核的機関」と、県衛生環境研究センターを「県における感染症対策の科学的かつ技術的中核機

関」と位置付け、体制整備及び人材育成等の取組を計画的に行います。

(2) 連携協議会の果たすべき役割

- 連携協議会は、感染症法に基づく予防計画の策定や協議等を通じて、県、保健所設置市及び関係者における平時からの意思疎通、情報共有、連携を推進します。
- 連携協議会は、予防計画に基づく取組共有及び進捗確認を毎年行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していく取組について、関係者が一体となってP D C Aサイクルに基づく改善を図ります。

[図表 1 - 1 : 連携協議会の体制図]



(3) 保健所設置市、一般市町村の果たすべき役割

- 保健所設置市である本市は、国の感染症基本指針及び県が策定する県予防計画に即して、独自に市予防計画を策定し、県と連携して感染症対策を進めるとともに、連携協議会等を通じて、その他関係者と相互に連携していきます。
- 本市は、本市保健所を「地域における感染症対策の中核的機関」と明確に位置づけ、体制整備及び人材育成等の取り組みを計画的に行います。
- 一般市町村は、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて、住民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図ります。

(4) 医療関係者の果たすべき役割

- 医師、薬剤師、看護師、獣医師、その他の医療関係者は、医療関係者の立場から国、県及び保健所設置市の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めます。
- 医療機関は、感染症に係る医療その他必要な医療の実施について、国、県及び保健所設置市が講じる取組に協力します。

(5) 市民の果たすべき役割

- 市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、感染予防に必要な注意を払い、対策を講じます。

新型コロナにおける対策例

- ・ 飛沫感染対策としてのマスク着用や咳エチケット等
- ・ 空気感染対策としての十分な換気等
- ・ 接触感染対策としての手洗いの励行等

- 市民は、感染症の患者等に対する偏見や差別をなくす等、患者等の人権の尊重に努めます。
- 市民は、感染症のまん延防止や感染対策等について、国、県又は本市が講ずる取組に協力します。

[参考]

- 厚生労働大臣が定める「感染症基本指針」における該当項目  
第一 感染症の予防の推進の基本的な方向  
第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要項目
- 関係する目標項目 … 参照：第12章「数値目標」  
(1)～(6) 全ての目標項目